

# 日本医療秘書実務学会

## 『医療秘書実務論集』 投稿・執筆規定

1. 投稿原稿の執筆者は、本学会員とする。連名の場合も、主投稿執筆者は本学会員とする。また、執筆者の人数は、投稿論文の執筆に貢献し責任を負う、適正な数とする。
2. 投稿原稿の掲載は、匿名のレフリー2名による査読結果を経て決定される。査読の結果、内容の修正を依頼したり、掲載を断る場合もある。
3. 投稿原稿は、論文、研究ノート、実践報告などとする。日本語または英語とする。
4. 投稿原稿は、他誌との二重投稿はできない。また、未発表のものに限る。
5. 投稿原稿は、A4版単票・縦版の用紙に、ワープロソフトを用いて横書きとする。  
1ページの標準の文字数は、2段組で、1行20字×45行×2段（1800字）とする。  
本文の文字は、明朝体、10ポイントとする。  
原稿の枚数は、要旨、図表、注等をすべて含めて10枚以内とする。制限を超えた場合は、受理しない。
6. 原稿の冒頭に標題、執筆者氏名および所属機関名を付記する。また、これらについてすべて英文を併記すること。
7. 本文の前に要旨（400字以内）と、キーワード（5つ以内）を記載すること。
8. 本文において章・節等の記号を付ける場合は、次のように記すこと。

章に当たるもの	1.	2.	3.
節に当たるもの	1-1.	2-1.	3-1.
項に当たるもの	(1)	(2)	(3)
9. 図・表は一緒に、記号は次のように記すこと。  
図表1 図表2  
なお、図表タイトルは図表の上に記すこと。
10. 図表は、印刷用版下として直接使用できるものであること。白黒印刷であるので、グラフや写真などの表現に注意すること。
11. 注は、できるだけ本文中に組み入れること。脚注とするときは、1)、2)のように註記の一連番号を参考箇所の右肩に記すこと。なお、註記そのものは、本文の最後に一連番号を付けてまとめること。
12. 引用文献の記載は、次の例のように記すこと。また、引用の場合は、引用当該箇所のページを本文中にも記すこと。なお、引用文献リストは、日本語の場合、執筆者の「五十音順」で記すこと。外国語文献はファミリー・ネームの「アルファベット順」で記すこと。
13. 本文中の引用文献は、下記のように記す。  
(和図書の例) …について、山本（2010、pp.125-126）は以下のように述べている。
14. 文献の表記は次の順序とする。
  - 和図書
    - 著者（発行年）『書名』、発行所
    - （例）山本太郎（2010）『医療機関と医療秘書』、日本出版

・和図書（編）

著者（発行年）「タイトル」、編者名『書名』（pp. - ）、発行所

（例）山本花子（2011）「医療秘書の機能」、山本太郎『医療秘書概説』（pp.25-50）  
日本出版

・和雑誌（論文）

著者（発行年）「論文タイトル」『雑誌名』巻（号）、発行所、pp.○-○

（例）山本太郎（2010）「医療秘書の機能をめぐって」『医療秘書実務論集』（1）、  
日本医療秘書実務学会、pp.1-5

・洋図書

著者（発行年）タイトル、発行所（タイトルはイタリック体で書くこと）

訳書が出ている場合は（ ）内に原書も書くこと

Conner, U. (1996). *Contrastive Rhetoric*, Cambridge University Press,  
Cambridge.

Lindh, W. Q. (et al.)(1998). *Delmar's comprehensive medical assisting:  
administrative and clinical competencies*, New York: Delmar Publishers.

・洋雑誌（論文）

著者（発行年）"論文タイトル", 雑誌名 Vol.○, No.○, pp.○-○（雑誌名はイタリック体で書くこと）

Klimoski, R., & Palmer, S. (1993). The ADA and the hiring process in  
organizations. *Consulting Psychology Journal: Practice and Research*,  
Vol.45, No.2, pp.10-36.

・インターネット資料

著者またはサイトの管理者名（発行年もしくは更新された年月日）「題名（ページ  
タイトル）」、『サイト名』、参照年月日（記事の場合は報道された日）、URL

（例）

厚生労働省（2007年4月26日）「3. 三大死因（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）  
による死亡の状況」、『都道府県別にみた死亡の状況—平成17年都道府県別年齢  
調整死亡率の概況—（厚生労働省）』、2007年5月8日参照  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/other/05sibou/03.html>

15. 論集への掲載料は、無料とする。また、別刷については10部までは無料とする。それ以上の部数を希望する場合には実費負担とする。
16. 著者校正は初校のみとする。校正の際の原稿への加除筆は認めない。
17. 著者は、原稿執筆の際、他者の著作権や、研究に関わる個人・集団（研究対象となつた個人・集団や、研究に関連のある個人・集団）の個人情報や名誉に関する十分な配慮を払わなければならない。
18. 本論集に掲載した原稿の著作権は原則として本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には、著者の申し出により、著者と本学会との間で協議の上、措置する。
19. 著作権に関して問題が生じた場合、著者の責任において処理する。
20. 本学会誌は電子化し、一定の条件の下で公開される。

以上